

国立大学法人長岡技術科学大学入学料の免除及び徴収猶予選考基準

平成16年4月22日
学生委員会承認

(趣旨)

第1 国立大学法人長岡技術科学大学入学料、授業料及び寄宿料の免除等に関する規程(以下「規程」という。)第2条各号並びに第6条第1項第一号、第二号に規定する入学料の免除及び徴収猶予の選考については、この基準によるものとする。

(選考の方法)

第2 規程第2条1号及び第6条第1項第1号にかかる選考は、学業成績(以下「学力」という。)の基準及び家計の基準のいずれにも該当する者について行うものとし、規程第2条第2号、第3号及び第6条第1項2号にかかる選考は、家計の基準に該当する者について行うものとする。

(学力の基準)

第3 規程第2条第一号に規定する者の学力の評価は、出身学校最終2学年において修得した単位数のうち、評定平均値が2.1以上の者について行うものとする。ただし、特別の事情があると学生委員会で認められた者については、学力の基準を満たしていない場合でも特例として、免除の対象とすることができるものとする。

2 規程第6条第1項第一号に規定する者の学力の評価は、次のとおり行うものとする。

- 一 学部第1学年入学者 出身学校最終2学年の評定平均値が3.0以上の者
- 二 学部第3学年及び大学院入学者 出身学校最終2学年において修得した単位数のうち、評定平均値が1.8以上の者

3 前第1項、第2項の評定平均値に小数点第2位以下の端数を生じた場合は、小数点第2位を四捨五入するものとする。

(家計の基準)

第4 家計の評価は、総所得金額が別表第1に定める収入基準額(以下「基準額」という。)以下の者について行うものとする。ただし、長期療養者がいる世帯、身体障害者がいる世帯等家計の支出が多額となる特別の事情がある者については、総所得金額が基準額を超える場合であっても、その超える額が基準額の10%以内の者については、基準額以下の者と同様に取扱うことができるものとする。

2 前項の総所得金額は、別紙のとおりとする。

附記

この基準は、平成16年4月1日から施行する。

附記

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

附記(平成24年11月21日)

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附記

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

別表第1（第4関係）

収入基準額表（家計評価額算出用）

（学部）

区 分		
世 帯 人 員	1人	1,670,000円
	2人	2,660,000円
	3人	3,060,000円
	4人	3,340,000円
	5人	3,600,000円
	6人	3,780,000円
	7人	3,950,000円

（備考）世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに170,000円をそれぞれ世帯人員7人の収入基準額に加算する。

（大学院修士課程）

区 分		
世 帯 人 員	1人	1,820,000円
	2人	2,900,000円
	3人	3,340,000円
	4人	3,640,000円
	5人	3,930,000円
	6人	4,120,000円
	7人	4,320,000円

（備考）世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに200,000円をそれぞれ世帯人員7人の収入基準額に加算する。

（大学院博士課程）

区 分		
世 帯 人 員	1人	2,540,000円
	2人	4,040,000円
	3人	4,670,000円
	4人	5,070,000円
	5人	5,480,000円
	6人	5,740,000円
	7人	6,020,000円

（備考）世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに280,000円をそれぞれ世帯人員7人の収入基準額に加算する。